

# 経済水道委員会

## 説明資料

名古屋市国際展示場新第1展示館整備事業に  
関する進捗状況について

平成29年6月8日  
観光文化交流局

# 目 次

	頁
1 整備の概要	1
2 整備事業者の選定	3

(参考資料)

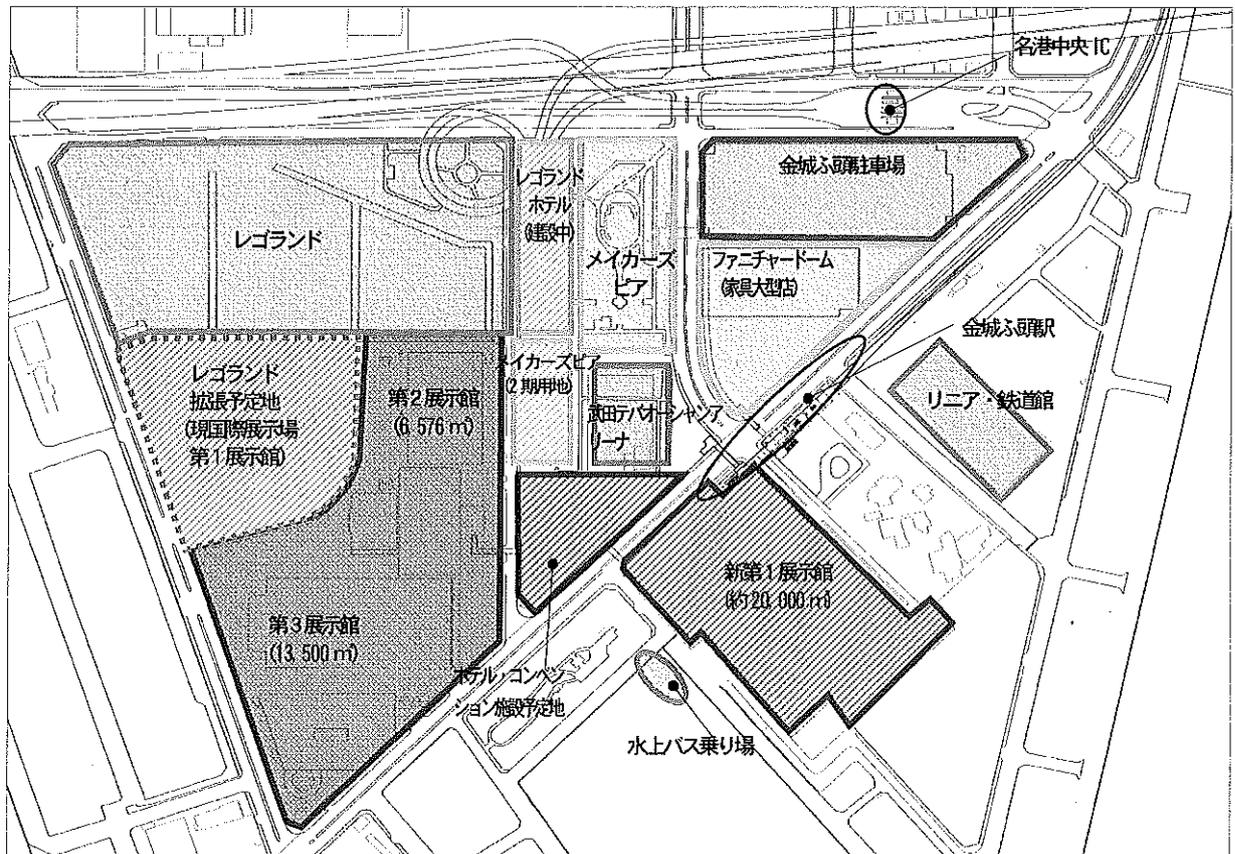
名古屋市国際展示場新第1展示館整備事業に関する実施方針（案）

# 1 整備の概要

## (1) 計画概要

事 項	内 容
場 所	名古屋市港区金城ふ頭2丁目
敷地面積	4.4ha
地域規制	用途地域 商業地域 建ぺい率 80% 緑化率 15% 港湾法による分区指定 商港区
地区計画	容積率 200%
設計・建設期間	平成30年10月から平成33年12月(3年3か月間)
維持管理期間	平成33年4月から平成53年3月(20年間)
供用開始	平成34年4月

## (2) 位置図



(3) スケジュール

年 度	27	28	29	30	31	32	33	34
整備基本計画 策定								
事業者選定								
設計				10月 				
建設							12月	
開業準備								
供用								4月 

## 2 整備事業者の選定

### (1) 事業方式

PFI方式のうち、「BTO」を選定

- 注1 PFI（Private Finance Initiative）公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法  
 2 BTO（Build Transfer Operate）民間事業者自らが資金を調達の上、施設を建設し、所有権を公共に移転後、運営維持管理を行う

### (2) 事業契約に至る流れ（予定）

年 月	事 項	内 容
平成29年 6月	実施方針の策定、公表	事業の概要や民間事業者の選定等に関する基本的な考え方を公表しその後、民間事業者と質疑応答を実施
平成29年 9月	特定事業の評価及び選定、公表	PFI事業として効率的かつ効果的であることをVFM算定により確認し公表
平成29年12月	入札公告	入札説明書、要求水準書、契約書（案）等を公表し、その後、民間事業者と質疑応答を実施
平成29年12月 ～30年 7月	民間事業者の募集	民間事業者から事業提案受付
	民間事業者の評価及び選定、公表	総合評価一般競争入札により、落札者を決定
平成30年10月	事業契約の締結	議会の議決を経て、契約を締結

注 VFM（Value For Money）PFI方式が直営方式より、どれほど総事業費を削減できるかを示す割合

### (3) 実施方針（案）の概要

#### ア 実施方針の策定、公表の目的

- ・ P F I方式の採用を予定していることを広く周知する
- ・ 事業内容等について具体的に示し、民間事業者の参入検討を容易にする
- ・ より効率性、実効性の高い事業提案を受ける

#### イ 主な内容

事 項	主な内容
特定事業の選定に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業内容に関する事項</li><li>・ 特定事業の選定方法等に関する事項</li></ul>
事業者の募集及び選定に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業者選定の方法</li><li>・ 選定の手順及びスケジュール</li><li>・ 応募者の参加資格要件</li><li>・ 提案の審査及び事業者の選定に関する事項</li><li>・ 契約に関する基本的な考え方</li></ul>
事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ リスク分担の考え方</li><li>・ 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項</li></ul>
公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 立地に関する事項</li><li>・ 施設要件等に関する事項</li><li>・ 土地に関する事項</li></ul>
事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 係争事由に係る基本的な考え方</li><li>・ 管轄裁判所の指定</li></ul>
事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本事業の継続が困難となった場合の措置</li><li>・ 金融機関と市との協議</li></ul>
法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 法制上及び税制上の措置に関する事項</li><li>・ 財政上及び金融上の支援に関する事項</li></ul>